

令和 3 年 3 月 22 日

各報道機関 御中

連 絡 先	
課係名	市政改革課
電話番号	0598-53-4350

1. 発表事項 押印等見直しの結果をお知らせします。

市民の利便性向上、行政事務の効率化等を目的に、本市の行政手続きに係る押印の必要性について、令和 3 年 4 月を目途に見直しを進めてきました。このたび、令和 3 年 4 月 1 日を施行日とする、見直しの結果が集計できましたのでお知らせします。

2. 見直しの結果

市民・事業者からの申請や届出など、外部からの手続き書類（A）については、計 3,743 件のうち 3,364 件（全体の 89.9%）で、市内部の職員や所属間の手続き書類（B）については、計 295 件のうち、286 件（全体の 96.9%）で押印義務がなくなり、手続きの利便性向上や事務効率化を図っていきます。

令和 3 年 4 月 1 日以降		内訳		
	全件	押印義務あり	押印義務なし	義務なし割合
A 市民手続き （窓口等）	3,743 件	① 379 件	② 3,364 件	89.9%
B 職員手続き （市役所内部）	295 件	③ 9 件	④ 286 件	96.9%
合計	4,038 件	388 件	3,650 件	90.4%



これまでの状況		内訳		
	計	押印義務あり	押印義務なし	義務なし割合
A 市民手続き （窓口等）	3,743 件	3,256 件	487 件	13.0%
B 職員手続き （市役所内部）	295 件	268 件	27 件	9.2%
合計	4,038 件	3,524 件	514 件	12.7%

各手続の例示（令和3年4月1日以降）

A：市民・事業者からの手続き（窓口等）

① 押印義務が 継続する 手続き

- ・ 国の法令等で押印が義務付けられているもの
（婚姻、養子縁組など戸籍の届出書 等）
- ・ 契約書、協定書等の契約行為に関するもの
- ・ 登記印又は登録印の押印が必要なもの
（市税等の口座振替依頼書、指定管理者指定申請書 等）

② 押印義務が なくなる 手続き

- ・ 市民税・県民税（兼国民健康保険税）申告書、保育園等入園申込書、
児童手当関係書類、各施設の使用申請書 等

B：市の職員・所属間の手続き（市役所内部）

③ 押印義務が 継続する 手続き

- ・ 勤務条件通知書、身元保証契約書 等

④ 押印義務が なくなる 手続き

- ・ 各種休暇に関する届出書、「ちゃちゃも」着ぐるみ貸出申込書 等

※押印義務がなくなる手続きについては、「署名」、「記名押印」又は「記名のみ」により行い、必要に応じて「本人確認」を併せて行います。

【参考】

署名：氏名を自署すること。

記名：氏名を記載すること。（ゴム印・印刷・他人による代筆など）